

5 消費者信用(与信行為)に関する行為

商品やサービスの購入に際し、消費者がクレジットカードやローン、貸金業者からの借り入れなどをすることがありますが、与信業者は、消費者の支払い能力を超えることが明らかな場合など、与信行為が消費者の利益を害することが明白な場合には、与信を行ってははいけません。また、正当な根拠に基づいて消費者が与信業者への支払いを拒む場合に、その妨害をするような行為も許されません。

1 不当な勧誘と知っての与信

販売業者等^{*2}が契約勧誘や契約内容に関する不適正な取引行為を行っていることを知っているのに、または与信に関する加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば知り得るのに、与信契約等^{*3}の締結を勧誘したり、締結をさせること。



2 返済不能と知っての与信

与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるのに、与信契約等の締結を勧誘したり、与信契約等の締結をさせること。



3 正当な支払い拒絶に対する妨害

販売業者等との間に生じている理由をもって、消費者が正当な根拠に基づき、与信業者に支払いを拒絶しているのに、正当な理由なく電話をかけた、訪問するなどの不当な手段で、消費者またはその関係人に債務の履行を迫ること。



*2 販売業者等＝商品やサービスを提供する事業者またはその取次店など実質的な販売行為を行う者

*3 与信契約等＝販売業者等からの商品やサービスの購入を条件または原因として、信用の供与をする契約あるいは保証を受託する契約（条例第10条第5号）